

相互協議申立ての取下書（台湾用）の記載要領等

- 1 この取下書は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め第 24 条の規定に基づく相互協議に相当する手続として、同取決めに関する課税上の取扱いについて台湾の権限のある機関との間で行う情報の交換（以下「相互協議」といいます。）についての申立てを個人又は法人が行った後に、「相互協議の申入れをしない旨の通知」、「相互協議に係る事案の解決の通知」又は「相互協議の終了の通知」を受けるまでの間に、申立者がこの申立てを取下げるときに使用します。
- 2 相互協議の申立ての取下げに当たっては、この取下書 1 部を、国税庁相互協議室に提出してください。
- 3 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
 - (2) 「日台民間租税取決めに基づく相互協議の申立ての（全部・一部）を取り下げます。」欄は、「全部」又は「一部」のいずれか一つを選択し、不必要なものを二重線にて削除してください。
 - (3) 「一部取下げの場合の取り下げる事項」欄には、この取下書の提出によって取り下げる取引について簡記してください。
 - (4) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を簡記してください。
- 4 その他
相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）で閲覧できます。